

私立大学図書館協会会則 施行細則

(細則の目的)

第1条 この細則は、私立大学図書館協会会則（以下「会則」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

(加盟または脱退)

第2条 会則第4条に規定する加盟または脱退の申込みは、加盟または脱退する前の年度中に所属地区部会長校へ文書で行うものとする。

2 加盟の期日は総会での承認年度の4月1日、また脱退の期日は総会承認の前年度3月31日とする。

3 加盟または脱退が総会で承認された大学は、前項の取扱いに従い、会則第25条に定める会費を加盟年度からもしくは加盟年度まで納入しなければならない。

(加盟校からの提案)

第3条 本会加盟校は、会則第9条の総会議案を、地区部会長校を通じて会則第31条に規定する地区部会役員会および会則第10条の役員会に提起することができる。

2 また加盟校は、所属地区部会の審議を経ず、会長校を通じて会則第10条に規定する役員会に総会議案を提起することもできるものとする。

(委員会)

第4条 会則第17条第1項第2号の役員会議決に基づき設置される委員会として、「国際図書館協力委員会」および「私立大学図書館協会ホームページ委員会」を本会におく。

(会長校補助)

第5条 会則第20条第2項に規定する会長校事務局員をおく場合は、その必要に応じ、本会の一般会計に予算計上し、補助を行うことができるものとする。

(施行細則の改廃)

第6条 この細則の改廃は、会則第10条に定める役員会においてこれを行う。

附則 この施行細則は2015年4月1日より施行する。